

年管発 1207 第 8 号
令和 4 年 12 月 7 日

地方厚生（支）局長
日本年金機構理事長
市町村長

} 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

国民年金法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

国民年金法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 373 号。以下「改正政令」という。）（別添）が本日公布され、令和 6 年 1 月 1 日から施行される。

改正政令の内容は下記のとおりであるので、その内容を御了知の上、関係者及び関係団体等への周知を図られるとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

第 1 改正の趣旨

国民年金保険料の前納を行った者が国民年金の被保険者資格を喪失した場合等には、国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号。以下「国年令」という。）第 9 条第 1 項の規定により、当該者からの請求に基づいて前納保険料の還付を行うこととしているが、還付対象者からの請求がなされないため、還付を行うことのできない事例が生じている。

還付対象者の手続負担を軽減することで、還付金の迅速かつ確実な支払を促進するとともに、未支払還付金の発生を抑制するため、所要の改正を行うこととしたこと。

第 2 改正の内容

国年令第 9 条第 1 項では、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号。以下「国年法」という。）第 93 条第 1 項の規定に基づいて保険料を前納した者が、国年令第 9 条第 1 項各号に掲げる場合（以下「国年還付発生事由」という。）のいずれか（※）に該当するに至ったときは、その者からの請求に基づいて還付を行うこととしている。

※ 被保険者の資格を喪失した場合、第 2 号被保険者若しくは第 3 号被保険者となった場合又は国年法第 88 条の 2（産前産後期間免除関係）、国年法第 89 条（法定免除関係）、国年法第 90 条第 1 項、第 90 条の 2 第 1 項から第 3 項まで（申請免除関係）、国年法第 90 条の 3 第 1 項（学生納付特例関係）等の規定により、前納に係る期間の保険料の全部又は一部を納付することを要しないとされた場合

国年令第9条を改正し、あらかじめ、国年還付発生事由に該当するに至った場合は下記①又は②に掲げる口座において前納保険料の還付を受けることを希望する旨の申出を行った者に対しては、同条第1項による請求をしたものとみなして還付を行うこととしたこと。

- ① 国年法第92条の2の規定による承認（保険料の口座振替の承認）に係る預金口座又は貯金口座
- ② 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項の登録に係る公金受取口座

第3 施行期日

改正政令は、令和6年1月1日から施行するものとする。

国民年金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年十二月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百七十三号

国民年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第九十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の二項を加える。

3 第一項に規定する場合（法第九条第一号に該当するに至つたことによる場合及び法第八十九条第一項の規定により前納に係る期間の保険料につきその全部又は一部を納付することを要しないものとされたことによる場合を除く。以下この項において「還付発生の場合」という。）において、あらかじめ、当該被保険者が還付発生の場合には第一項の規定による還付を次の各号に掲げる口座のいずれかにおいて受けることを希望する旨の申出をしていたときは、当該者が同項の請求をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

一 法第九十二条の二の規定による承認に係る預金口座又は貯金口座

二 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項の登録に係る同法第二条第六項に規定する預貯金口座

4 前項の申出は、いつでも、将来に向かって撤回することができる。

附 則

この政令は、令和六年一月一日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 岸田 文雄